

栃木県警察運営総合対策委員会の設置等に関する規程

(昭和49年9月12日)
(栃木県警察本部訓令11号)

(趣旨)

第一条 この訓令は、栃木県警察運営総合対策委員会の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第二条 栃木県警察本部に、栃木県警察運営総合対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第三条 委員会においては、次に掲げる事項を審議する。

- 一 各部(警察学校を含む。第七条第二項第一号において同じ。)にわたる重要事項で総合調整を必要とするもの
- 二 条例案、規則案、訓令案等のうち重要なもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、栃木県警察の運営に関する重要事項
- 四 その他警察本部長が委員会において審議することを相当と認めた事項

(委員会の構成)

第四条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて構成する。

2 委員長は、警察本部長とし、副委員長は、警務部長をもつて充てる。

3 委員は、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警務部首席監察官、警察学校長及び警務部総括参事官をもつて充てる。

(委員会の運営)

第五条 委員会は、毎週月曜日に開催することを例とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に委員会を開催することができる。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

4 委員長は、必要があるときは、委員会の会議に関係職員の出席を求めることができる。

5 委員会の庶務は、警務部総務課において処理する。

(幹事会の設置)

第六条 委員会に、幹事会を置く。

(幹事会の任務)

第七条 委員会において審議する事項については、あらかじめ幹事会の審議を経るものとする。

2 前項に掲げるもののほか、幹事会においては、次に掲げる事項を審議する。

一 二以上の部にわたる事項で、総合的な検討を行い、又は多角的な意見を求める必要があるもの

二 条例案、規則案、訓令案、通達案等のうち、別に定めるもの

三 その他警務部長が幹事会において審議することを相当と認めた事項

(幹事会の構成)

第八条 幹事会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 警務部長

二 各部総括参事官

三 警務部監察課長

四 警務部会計課長

五 生活安全部地域課長

(幹事会の運営)

第九条 幹事会は、毎週木曜日に開催することを例とする。ただし、警務部長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 幹事会の会議は、警務部長が主宰する。

3 警務部長に事故あるときは、警務部総括参事官がその職務を代理する。

4 幹事会には、警務部警務課次長及び警務部警務課企画管理官が陪席するものとする。

5 警務部長は、必要があるときは、幹事会の会議に関係職員の出席を求めることができる。

6 幹事会は、委員会に付議すべき事項について、専門的な調査、研究等を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

7 幹事会の庶務は、警務部警務課において処理する。